

債権者登録申請書記入要領等

1. 債権者登録について

- (1) 債権者登録は、越谷市に対して請求された代金を、あらかじめ登録された預金口座に振込むためのものです。
- (2) この登録は、越谷市と契約行為をする方で「競争入札参加資格者登録」をしていない方の業者登録（この登録を「**登録外登録**」といいます。）も兼ねています。

2. 提出要領

- (1) 登録外登録を兼ねて債権者登録を希望の方は、この申請書を“契約検査課”に提出してください。
- (2) 申請者は、越谷市と直接契約を取り交わす方、あるいは、支払金の請求・受領を行う方とします。
- (3) 工事契約に基づき前金払いを受けるときは、通常口座とは別に、工事等前払金口座の登録をしてください。【債権者登録（業者）番号は原則同じです。】
- (4) 通常口座の登録は、1 債権者について 1 口座です。
- (5) 登録内容（名称、住所、代表者名、口座、使用印）に変更が生じたときは、速やかに変更の申請書を提出してください。
- (6) 越谷市に競争入札参加資格者登録をされている方は、この申請書では振込先及び使用印の変更しか出来ません。契約検査課の所定様式にて別途変更申請が必要です。
- (7) 支店、営業所等で登録を希望の方は、別途所定の委任状の提出が必要となります。

3. 記入要領

- (1) ペンまたはボールペンで記入してください。
- (2) 申請者（請求者）
 - ①法人名は、支社、支店、営業所等で登録をする場合は、支社名・支店名・営業所名まで記入してください。
 - ②住所の丁目、番地、号は、「－」で記入して結構です。号室等は、すべて記入してください。
 - ③ビル名等は、住所欄に記入してください。
- (3) 振込先口座
 - ①越谷市と工事契約を取り交わし、前金払いを受ける専用の口座は、「2. 工事等前払金口座」にチェックをしてください。通常の払込口座の場合は、「1. 通常口座」にチェックをしてください。
 - ②金融機関名
金融機関名及び支店名は、正しく記入し、金融機関コードと支店コードを記入してください。
 - ③預金種別
預金種別にチェックをしてください。「その他」のときは、カッコ内に種別を記入してください。
 - ④口座番号は、右詰めで記入してください。
 - ⑤口座名義
申請者と口座名義は同一でなければなりません。ただし、法人の場合の本社と支社・

営業所等の関係により、申請者と口座名義が異なる場合はこの限りではありません。

(4) 口座名義人確認

口座番号、口座名義等に少しでも誤りがあると支払いができなくなりますので、振込エラーを防止するために、振込先の口座は通帳をよく確認のうえ記入してください。

※預金通帳のカナ名義等が印字されている部分、ゆうちょ銀行の場合は、「他の金融機関からの振込の受取口座」の店名・預金種別・口座番号（7桁）が印字されている銀行使用欄のページを確認のうえ記入してください。

(5) 振込通知（支払通知）

振込のお知らせはいたしませんので、通帳で、課名及び金額をご確認ください。

(6) 使用印（代表者印又は個人印）

今後、越谷市に対する契約等に押印していただく重要な登録済印となりますので、継続使用・保管のできる印鑑を登録してください。

①申請者が、契約等に使用する印鑑を指定枠内に押印してください。

②法人（事業者）の方は、会社印および代表者（代理人を置く場合は、受任者職）印を押印してください。

③法人（事業者）において、代表者（受任者職）印がなく、個人印を使用印とする場合は、社印と併せて使用してください。

(7) 担当者名・連絡先電話番号

申請書記入にあたり、市からのお問い合わせの担当となる方のお名前・電話番号を記入してください。

(8) 記入内容を訂正するときは、法人（事業者）においては代表者印、個人においては個人印を使用してください。

4. 後日、申請書の控えが申請者へ郵送されますので、大切に保管してください。

また、請求時には本申請書控えの「債権者登録番号」を請求書の所定欄に必ず記入してください。

5. 登録より5年間、使用履歴、変更登録がない場合は、廃止の申請がされていなくても登録を削除することがあります。

【提出・問い合わせ先】

・個人の登録及び口座の登録・変更について

会計課：電話048-963-9252（直通）

・入札参加資格者登録及び登録外業者の登録・変更について

契約検査課：電話048-963-9131（直通）

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

越谷市役所 会計課（本庁舎1階）

契約検査課（第二庁舎4階）